

★ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）（砂防課）

一 改正の要旨

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準について、近年の頻発する土砂災害に対応し、急傾斜地の崩壊により相当数の居住者に危害が生じるおそれを防止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年一月二十一日